

総合評価落札方式（特別簡易型）の提出資料における

注意点等について

本市では、年間 10 件程度、総合評価落札方式（特別簡易型）による一般競争入札を実施しておりますが、その際の提出書類作成における類似例や注意点等をまとめましたので、参考にしてください。

●基準の内容に合わない実績資料の提出及びその自己採点の間違い例)

評価内容	評価基準	配点	得点
過去5年間(H22～H26年度)のJV工事を含む請負金額1億7千万円以上の建築一式工事(学校施設建設工事に限る)の施工実績の有無)	a. 国、沖縄県又は県内市町村発注の建築一式工事(学校施設建設工事に限る)で、JV代表者又は単独施工者として、5億円以上の施工実績有り。	3	3
	b. 国、沖縄県又は県内市町村発注の建築一式工事(学校施設建設工事に限る)で、JV代表者又は単独施工者として、2億5千万円以上5億円未満の施工実績有り。	2	
	c. 国、沖縄県又は県内市町村発注の建築一式工事(学校施設建設工事に限る)で、JV代表者又は単独施工者として、1億7千万円以上2億5千万円未満の施工実績有り。	1	
	d. 上記 a からcの施工実績無し	0	

- ・上記の基準に対し、市営住宅建築工事（請負金額5億円以上）の施工実績を提出し、自己採点を「3点」とするようなケースが見受けられます。この場合、加点対象が「学校施設建設工事に限る」ので、「0点」となります。
- ・「過去5年間（H22～H26年度）」の実績を求めているのに対し、平成21年度や平成27年度竣工の実績を提出する事例が見受けられます。この場合も実績として評価できないため「0点」となります。

●工事の登録内容確認書（コリンズ）が竣工登録のものでない

- ・竣工登録でないと、最終的な工期、請負金額、技術者の従事期間等が確認できないため、加点できない場合があります。

●地域貢献活動の実績証明について

- 証明写真については、活動状況に加え、年月日と参加人数が明確になるよう、年月日の入った集合写真を添付してください。
- 協定に基づく活動証明の場合において、協定書の写しを添付し忘れる事例がありますので、十分注意してください。

●「ISO」や「エコアクション 21」の期限が切れているものの写しを添付している事例があります。その場合も評価対象とならず加点できません。